



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大 倉 慎
(コード番号 8071 名証第二部)
問い合わせ先
取締役管理本部長 森 田 誠
TEL (052) 261-3211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款に第30条第2項の規定を新設するものであります。また社外監査役について規定しております第40条第2項の規定については、第30条第2項の新設にあわせ一部条項の修正を行うものであります。

なお、第30条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第30条 <条文省略> (新設)	(取締役の責任免除) 第30条 <現行通り> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
<中	略>
(監査役の責任免除) 第40条 <条文省略> 2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第40条 <現行通り> 2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>法令が定める額とする。</u>
<中	略>

現行定款	変更案
附 則 1. 本定款は昭和30年5月24日から実施する。 昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成25年6月26日改訂 (新設)	附 則 1. 本定款は昭和30年5月24日から実施する。 昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成25年6月26日改訂 <u>平成26年6月26日改訂</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月26日

定款変更の効力発生日 平成26年6月26日

以上